

国名
ベリーズ
在外公館名
在ベリーズ日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月17日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に許可申請が必要。</p> <p>○ 許可の取得方法は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国予定日の5～10日前までに、主治医による処方せん（英文）及び渡航者のパスポートの身分事項ページを、PDF ファイルでベリーズ保健省省担当宛てにメールで送付する。</li> </ul> <p>メール宛先：sgongora@health.gov.bz</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請内容に問題がない場合には、許可証がベリーズ保健省から送付される。</li> </ul> <p>○ 入国時に、ベリーズ保健省からメールで送られてきた許可証を提示する。</p>
渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ
なし
参考情報